

令和元年 第3回

香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会 議 録

11月27日 開会

11月27日 閉会

令和元年第3回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
11月27日（水曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第33号

令和元年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

令和元年11月27日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 令和元年11月27日（水） 午後2時
2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

午後2時0分 開会

出席議員 20名

1番	北谷 悌 邦	11番	松原 壯 典
2番	竹内 俊 彦	14番	岡野 能 之
3番	大浦 澄 子	15番	安井 信 之
4番	鎌田 基 志	16番	桑井 明 人
5番	井上 孝 志	17番	井下 良 雄
6番	中谷 真裕美	18番	宮本 隆
7番	横川 重 行	19番	河野 雅 廣
8番	村井 孝 彦	20番	別所 保 志
9番	寿賀崎 久	21番	古川 幸 義
10番	大矢 一 夫	22番	大西 豊

欠席議員 2名

12番	橋本 守	13番	詫間 政 司
-----	------	-----	--------

出席関係者

広域連合長	大西 秀 人	事業課給付第二 グループリーダー	大西 浩 之
副広域連合長	大山 茂 樹	事業課保健事業 グループリーダー	合田 智 代
事務局 長	永正 千 里	議会事務局 長	金川 修 二
事業課 長	平尾 明 広	議会事務局次長	中谷 栄 美
事業課資格管理・保険料 グループリーダー	藤井 慶 子	事務局 書記	小笠原 拓 也
事業課給付第一 グループリーダー	古田 智 義		

議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第10号 香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について

認定第1号 平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について

(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第11号 香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について(識見を有する監査委員)

(提案説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第10号、認定第1号

日程第5 議案第11号

○議長（鎌田基志君）皆さんこんにちは。

これより令和元年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。

◇

日程第1 議席の指定

○議長（鎌田基志君）まず、日程第1議席の指定を行います。

任期満了に伴う議員選挙の行われました琴平町議会から去る8月1日をもちまして選出されました別所保志君の議席は20番に、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

◇

日程第2 会期決定について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

◇

日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（鎌田基志君）次に、日程第3会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において2番竹内俊彦君及び18番宮本 隆君を指名いたします。

◇

諸般の報告

○議長（鎌田基志君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告を申し上げます。

次に、職員に報告させます。

事務局長。

〔議会事務局長（金川修二君）議案第10号～議案第11号を朗読〕

○議長（鎌田基志君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第4 議案第10号、認定第1号

○議長（鎌田基志君）次に、日程第4議案第10号及び認定第1号を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）提案説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度の状況につきまして簡単に御説明を申し上げます。

先般、国保中央会から、昨年度の後期高齢者医療制度の概算医療費総額は、前年度比2.3%増の16兆2,700億円と、伸び率が29年度の4.5%に比べ半分程度にとどまったほか、被保険者数が1,746万人と、前年度比2.7%増加しているものの、1人当たりの医療費については、薬価の引き下げなどにより、前年度比0.3%の減少となったことが発表されました。

しかしながら、国においては、団塊の世代が75歳以上になり始め、公費支出が急増する2022年を控え、全ての世代が安心して暮らせる社会保障の構築を進めるため、全世代型社会保障検討会議を創設し、年金や介護保険のほか、医療保険制度などの給付と負担の見直しについても議論が行われ、来年夏にも最終報告がまとめられる方針のようでございます。

このような中、本広域連合では、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、保健事業と介護予防との一体的な実施に向け、各市町と協議を進めており、今後とも健康寿命の延伸に向け、保健事業に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

また、来年度には保険料率の改定を予定しておりますが、保険料率は被保険者の生活に大きな影響を及ぼすものであり、現在慎重に改定作業を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、本広域連合といたしましては、引き続き、国、県等関係機

関とも連携しながら、本制度の円滑かつ効率的な事業運営に配慮してまいりたいと存じておりますので、議員皆様方のより一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の令和元年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第10号香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条文を改正するものがございます。

次に、認定第1号平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものがございます。

まず、一般会計でございますが、歳入は、予算現額5億2,960万円に対し、収入済額は5億1,833万357円で、予算現額と比較して1,126万9,643円の減となっております。

また、歳出は、予算現額5億2,960万円に対し、支出済額は5億401万9,715円で、不用額は2,558万285円となり、執行率は95.2%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、第1款「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づく共通経費としての市町負担金で、収入済額は4億3,234万7,000円でございます。

次に、第2款「国庫支出金」は、医療費適正化等推進事業費補助金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で、収入済額は1,515万4,000円でございます。

次に、第4款「繰入金」は、後期高齢者医療制度周知のための小冊子作成や、市町が実施した人間ドックへの補助金に要した経費等を特別会計から繰り入れたもので、収入済額は4,808万4,016円でございます。

次に、第5款「繰越金」は、前年度繰越金で、収入済額は2,111万8,015円でございます。

次に、第6款「諸収入」は、歳計現金の預金利子や、レセプトデータの情報提供料等で、収入済額は162万7,326円でございます。

以上、歳入合計は5億1,833万357円でございます。

次に、歳出でございますが、第1款「議会費」は、議員報酬や広域連合議会定例会に係る経費で、支出済額は92万931円でございます。

次に、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」は、派遣職員の給料や職員手当等のほか、被保険者証等の郵送に係る通信運搬費、療養費の審査支払手数料、電算処理システム等に係る委託料や事務室賃借料等で、支出済額は4億3,107万3,388円でございます。

次に、第2項「選挙費」は、委員の公務災害補償負担金で、支出済額は5,256円でございます。

次に、第3項「監査委員費」は、委員報酬等で、支出済額は6万762円でございます。

次に、第3款「民生費」は、懇話会開催経費や、重複・頻回受診者訪問指導委託料、広域連合電算次期システム構築委託料、市町が実施する人間ドック等の補助金などで、支出済額は7,195万9,378円でございます。

以上、歳出合計は、5億401万9,715円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は5億1,833万357円、歳出総額は5億401万9,715円で、歳入歳出差引額は1,431万642円となり、地方自治法第233条の2の規定に基づき、剰余金として翌令和元年度の歳入に編入するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございますが、歳入は、予算現額1,406億60万円に対し、収入済額は1,434億5,355万8,414円で、予算現額と比較して28億5,295万8,414円の増でございます。

また、歳出は、予算現額1,406億60万円に対し、支出済額は1,394億2,488万5,745円で、不用額は11億7,571万4,255円となり、執行率は99.2%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書により御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款「市町支出金」は、市町が徴収した保険料等負担金及び市町が負担する療養給付費負担金で、収入済額は238億1,703万2,339円でございます。

次に、第2款「国庫支出金」は、国が負担する療養給付費負担金及び高額医療費負担金のほか、調整交付金や、市町に委託して実施した健診事業費の補助金及び低所得者の保険料軽減措置に対する高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、収入済額は474億

9,197万6,581円でございます。

次に、第3款「県支出金」は、県が負担する療養給付費負担金及び高額医療費負担金で、収入済額は119億5,596万4,995円でございます。

次に、第4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、収入済額は564億7,129万5,000円でございます。

次に、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療費に対する交付金で、収入済額は4,166万834円でございます。

次に、第7款「財産収入」は、後期高齢者医療事業財政調整基金の運用収入で、収入済額は178万9,588円でございます。

次に、第8款「繰入金」は、過年度の医療給付費等を国、県、市町へ返還するための後期高齢者医療事業財政調整基金からの繰入金で、収入済額は22億6,361万5,000円でございます。

次に、第9款「繰越金」は、前年度繰越金で、収入済額は11億5,711万8,289円でございます。

次に、第10款「諸収入」は、交通事故などによる第三者行為に係る納付金及び不正請求に係る診療報酬返還金や、一部負担金の負担割合の変更に伴う返納金並びに過年度分高額療養費返納金で、収入済額は2億5,310万5,788円でございます。

また、返納金等の時効に伴う不納欠損額は12万2,961円でございます。なお、収入未済額は1億4,632万298円で、このうち1億3,317万6,759円が、現在破産手続中の医療法人社団ジーアンドケーが開設、運営する五番丁病院の不正請求に係る診療報酬返還金でございます。

以上、歳入合計は、1,434億5,355万8,414円でございます。

次に、歳出でございますが、第1款「保険給付費」は、療養給付費や高額療養費、葬祭費等の給付に要する経費で、支出済額は1,365億4,742万5,015円でございます。

次に、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、著しく高額な医療費による財政への影響を緩和するための共同事業への拠出金で、支出済額は3,519万6,203円でございます。

次に、第4款「保健事業費」は、市町へ委託した健康診査や、75歳被保険者を対象に実施した歯科健康診査に要した経費で、支出済額は5億1,876万4,136円でございます。

次に、第5款「基金積立金」は、後期高齢者医療事業財政調整基金を定期預金で運用

し、その利息収入を基金に積み立てたもので、支出済額は178万9,588円でございます。

次に、第6款「諸支出金」は、保険料の還付加算金や、過誤納金に係る払戻金及び過年度の医療給付費等に係る国、県、市町への返還金等で、支出済額は23万2,171万803円でございます。

以上、歳出合計は、1,394億2,488万5,745円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は1,434億5,355万8,414円、歳出総額は1,394億2,488万5,745円で、歳入歳出差引額は40億2,867万2,669円となり、このうち21億円を財政調整基金に積み立て、残額19億2,867万2,669円を剰余金として翌令和元年度の歳入に編入するものでございます。

なお、平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきましては、去る9月19日付で、監査委員から、予算の執行は適正であることを認めた旨の意見書をいただいているところでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

ただいま申し上げました議案説明のうち、認定第1号中、国、県、市町への返還金等で、支出済額「23万2,171万803円」と申し上げましたが、誤りでございまして、「23億2,171万803円」に訂正させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（鎌田基志君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許します。

7番 横川重行君。

〔7番（横川重行君）登壇〕

○7番（横川重行君）こんにちは。7番横川重行です。

質疑を行います。

まず最初に、認定第1号平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算書の(1)特別会計、歳入第10款「諸収入」についてお伺いをいたします。

雑入のうち、1点目に不納欠損額12万2,961円の原因と経緯を示していただきたい。

2点目、収入未済額1億4,632万298円の内訳、特に2009年から医療法人社団ジーアンドケーが開設、運営する五番丁病院が、看護師の在籍数を水増しするなどして、診療報

酬約1億3,317万円を不正請求した事件について、発覚した時期と経緯を示していただき、今後の債権の回収見込みを説明していただきたい。

2点目、保険給付費についてお伺いをいたします。

療養諸費の中にある医療給付費1,293億2,754万8,603円の支出について、療養給付の適正な支出に努めたとあります。毎年増え続ける医療費を適正化するため、広域連合として取り組んだ内容を明らかにし、総括をしていただきたい。

後期高齢者医療広域連合は、適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画作成、さらには健康相談や健康診査、その他被保険者の健康維持推進の増進のために必要な事業を行うよう努めなければならないと考えます。

そこで、質問になりますが、1点目に重複診療・頻回受診者に対する適正受診指導について、どのような対策をとってきたのか伺います。ほかの例ですが、健康保険組合連合会は保有するデータを活用し、医科レセプトから同一病名で同一月に複数の医療機関を受診した患者を重複受診と集計した結果、重複受診率は全体で3%程度ですが、年齢別で見ると10歳未満と65歳以上の重複受診率が高く、4%以上となっています。広域連合の場合、レセプト情報から保健師等の訪問によって生活指導をしていますが、平成30年度の改善割合47.65%となっています。適正受診指導は命にかかわる問題から、しっかりした対策が必要だと認識しています。保健師の健康相談や指導など、これまでの活動と課題を伺います。

関連して、2点目、多剤服用対策やジェネリック医薬品の推進について伺います。

今、多剤服用による体の異変が問題となっています。例えば、認知症を患った患者のうち、実は薬の種類の多さに原因があったという方が2割を占めていたようです。認知症だけでなく、いろいろな副作用が報告されていますが、多剤服用の現状とチェック体制を伺います。

また、ジェネリック医薬品については、2019年2月現在数値で71.4%と、全国平均の77.5%に及ばない状況です。年2回の通知で736万円余りの軽減効果が出ていますが、他県と比べどこに対応の違いがあるのか、どのような推進をしてきたのか伺います。

次に、3点目、診療報酬の不正、不当請求の件について伺います。

香川県後期高齢者の平成30年度医療費は約1,480億円、1人当たりの医療費は97万8,290円で、全国平均を上回っています。これまで診療報酬の不正請求などがあり、年度によって若干差異があるものの、増額傾向で推移しています。医療費や医療給付費の

適正化を図るため、平成30年度は約450万件のレセプト点検をしています、診療報酬の不当請求等の件数、金額を示し、医療機関等への指導内容を報告していただきたい。

4点目、健康、予防活動について伺います。

平成30年度の長寿・健康増進事業については、各市町の取り組みに差異が見られません。特に、人間ドックの費用助成についての総括を伺います。また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組むこととした中で、オーラルフレイルの認知度、推進状況を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鎌田基志君）ただいまの7番議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）7番横川議員の質疑にお答え申し上げます。

認定第1号平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

まず、後期高齢者医療事業特別会計歳入第10款「諸収入」についてのうち、不納欠損額12万2,961円の原因と経緯についてであります。

後期高齢者医療制度におきましては、被保険者が医療機関等を受診した際、窓口で負担していただく医療費は、所得に応じて1割もしくは3割となっているところでございます。しかしながら、所得更正等によりまして、所得額が一定の基準を超えた場合は、更正等があった時点で遡及をするため、1割負担の被保険者が、3割負担に変更となる場合があります。これにより差額の2割分の返還金が生じるとともに、これに伴い、高額療養費も返還金が生じるものでございます。

今回の不納欠損額12万2,961円につきましては、被保険者に返還金の催告をしたにもかかわらず、死亡等により、結果として地方自治法第236条による5年の消滅時効となったものでございます。

次に、収入未済額1億4,632万298円の内訳と、医療法人社団ジーアンドケーが開設、運営する五番丁病院の不正請求した事件が発覚した時期と経緯及び債権の回収見込みについてであります。

収入未済額のうち、1億3,317万6,759円が、五番丁病院の不正、不当請求に係る診療報酬返還金であり、1,097万2,917円が、先ほど申し上げました窓口での負担割合の変更

に伴う医療費や、高額療養費などに係る返還金でございます。また、217万622円が、自転車同士の接触事故による第三者行為返還金でございます。

なお、第三者行為返還金につきましては、加害者の資力が乏しいことから、毎月一定額の分納を認めたもので、返還残額が収入未済となっているものでございます。

また、五番丁病院についてでございますが、平成24年1月及び3月の同病院への適時調査により、夜間における看護職員の体制が充足されていないにもかかわらず、充足しているとの虚偽の報告等を行い、請求することができない入院基本料等の診療報酬を不正に請求したことなどにより、平成26年5月に保険医療機関の指定取り消しを受けたものでございます。これを受けて同病院は、平成27年9月に破産を申し立て、所定の手続が開始されておりまして、これまでに債権者集会が平成28年1月の第1回目から14回開催をされており、既に3年10カ月が経過しているところでございます。この間、破産管財人から、役員の責任査定や財団債権の保有額等について報告を受けているところでございますが、早期の解決を図るため、今後は破産管財人と相手方の代理人との間で、裁判所を交えて、役員の責任査定等に関し、和解協議を行っていくと伺っております。

なお、破産管財人におきましては、少しでも多くの債権を回収し、債権者には高い配分率となるように努めたいとの意向がありますことから、本広域連合といたしましても、引き続き債権者集会に出席し、その動向を注視しながら、債権の回収に向け、適切に対応してまいりたいと存じます。

次に、毎年増え続ける医療費を適正化するため、広域連合として取り組んだ内容についてのうち、重複診療・頻回受診者に対する適正受診指導の取り組みについてであります。

重複診療・頻回受診者に対する適正受診指導につきましては、平成21年度から医療費の適正化を目的に実施しております。本広域連合では、保有データを活用して、医科レセプトから重複診療、頻回受診の対象者を抽出し、個別の訪問指導を実施しております。

平成30年度におきましては、本広域連合で抽出した対象者482名のうち、149名に対して保健師等の専門職が訪問し、受診方法の改善や健康管理に関する生活指導を実施するとともに、訪問終了後は評価分析を行い、次年度の計画に結びつけております。

また、課題といたしましては、加齢による身体的機能や、認知機能の低下などにより、複数の疾病を抱えた場合、保健指導による短期間での改善を期待するには限界があ

ることから、継続的な支援をいかに行っていくかや、効果が期待できる対象者をどのように選定していくかなどが考えられるところでございます。

次に、多剤服用対策やジェネリック医薬品の推進についてであります。

多くの薬品でございますが、多剤服用対策を含む服薬指導事業の推進につきましては、高齢者は複数の疾病を抱えている場合が多く、処方される薬剤も多くなる傾向にございます。このことから、平成29年度から県薬剤師会に委託し、服薬指導事業を実施しております。指導条件に合致する被保険者に訪問指導をした結果、薬の薬効が理解できる人が半数以上増加したり、飲み忘れのある人が半数程度減少したという効果がございました。

また、ジェネリック医薬品の推進でございますが、本広域連合では、ジェネリック医薬品希望カードケースを年齢到達者の保険証発行時に同封しているほか、市町窓口におきましても希望者に配布し、周知、啓発に努めております。その他にも、ジェネリック医薬品を使用した場合に、従来の薬剤を使用したときと比べ300円以上安くなる対象者には、先ほどのカードケースを同封した医療費差額通知を送付をいたしております。

これらの取り組みにつきましては、他県も同様な対応をしております。本広域連合といたしましても、県を初め、関係機関とも連携し、積極的な啓発活動に努めているところでございます。

なお、本広域連合のジェネリック医薬品の使用割合は毎年度上昇しており、平成30年度においても、前年度に比べ2.7ポイント上昇しておりますが、御指摘のとおり、全国平均と比べますと若干低い状況にございまして、全県的にも同様の傾向がございます。

また、県ごとのジェネリック医薬品の普及率の差の要因は明らかではございませんが、平均所得や医薬の分業率、年齢分布など、種々の社会的要因が影響している可能性があるものと存じます。

このようなことから、ジェネリック医薬品の推進は、本広域連合だけでなく、国民健康保険など全ての保険者や、医療機関、薬局などの関係機関とも連携して取り組むべき課題であると存じております。

次に、診療報酬の不正、不当請求についてであります。

まず、診療報酬の不当請求等の件数、金額についてでございますが、平成30年度の不正請求は1件で、返還金額は、高齢者の医療の確保に関する法律第59条第3項に基づく40%の加算金を加え、1万5,412円。また、不当請求は95件、4,348万1,245円で、診療

報酬との相殺や本広域連合への直接返還により、既に全額返還されております。

また、医療機関等への指導内容についてでございますが、医療機関への指導等につきましては、健康保険法等に基づき、厚生労働省四国厚生支局と香川県が共同で医療機関への個別面談により実施しており、その指導内容は、診療録への必要事項の記載や、基本診療料の算定などの診療に係る事項及び保存記録の管理などの管理、請求事務、施設基準等に係る事項でございます。

次に、人間ドックの費用助成の総括及びオーラルフレイルの認知度、推進状況についてでございます。

まず、人間ドックの費用助成の総括についてでございますが、人間ドック等の長寿・健康増進事業は、各市町がそれぞれの方針のもと事業内容等を決定し、実施しているものと存じており、平成30年度は4市5町に費用を助成したところでございます。

なお、令和3年度には、国の方針により、人間ドックに対する助成制度はなくなりませんが、長寿・健康増進事業に対する助成制度は継続されますことから、今後も本制度を活用し、高齢者の参加する健康づくりやフレイル対策、生活習慣病重症化予防などの健康教育、健康相談事業を実施していただくよう、各市町に対して積極的に周知しているところでございます。

また、高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施に取り組むこととしたオーラルフレイルの認知度、推進状況につきましては、オーラルフレイル、すなわち口腔機能の低下という言葉がまだなじみのないものでございますことから、歯科健康診査対象者に受診券を発送する際、本広域連合で作成したオーラルフレイルのリーフレットを同封するとともに、各市町の広報紙への掲載を依頼し、周知啓発を行っているところでございます。

なお、今年度実施しているオーラルフレイル対策モデル事業につきましては、4市6町の通いの場等40カ所を目途に、歯科衛生士と保健師を派遣し、オーラルフレイルについて説明するとともに、オーラルフレイルチェックや予防のための口腔体操などを実施しております。

本事業は、来年度からの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取り組みに向けて、各市町が取り組むモデル事業と位置づけておりまして、今後、場所の選定や回数、内容等を分析して、次年度以降の取り組みにつなげてまいりたいと存じます。

○議長（鎌田基志君）以上で当局の答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○7番（横川重行君）はい、議長——7番。

○議長（鎌田基志君）7番 横川重行君。

〔7番（横川重行君）登壇〕

○7番（横川重行君）再質疑を行います。

再質疑の中身については、認定第1号、(2)のほうになります、毎年増え続ける医療費についてというところでございます。

先ほど、管理者のほうからいろいろと説明がございました。私の質問の中身については、この平成30年度の総括を伺いたいという中身であります。したがって、①、②に関連する医療費の件であります、特に御答弁でお伺いしたかったのは、よかった点、悪かった点、その総括、そして次年度に向けての課題っていうのが明らかにならないと、30年度の決算というのがきちんと総括できないんじゃないのか、こう思っておるところでございます。したがって、今日本においても医療制度、これに向けては健康長寿に向けてさまざまな目的を持って進めている。特に、治療だけでなくして、介護予防あるいは疾病予防等の目標を掲げながら取り組んでおるとというのが一つの内容だろうというふうに思っております。そういう面において、予防事業だけをとっても、今の香川県の糖尿病の発生率っていうのは、全国的に大変高うございます。この資料の中にもございますけれども、他県と違った取り組みをして、香川県は当然だというふうに思っております。その点、違った取り組みをして、糖尿病の改善をしていくべきものだというふうに思っておるところでございます。したがって、30年度の総括の中で、そういった点がどうだったのか、再度御説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（鎌田基志君）答弁について理事者側の調整のためしばらくお待ちを願います。

ただいまの7番議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）7番横川議員の再質疑にお答えを申し上げます。

毎年増え続ける医療費を適正化するためにいかにすべきかということで、30年度の総括とこれからの課題ということで、糖尿病等を例に挙げられまして、再質疑を行っていただいたところでございます。

先ほども申し上げましたように、例えば重複診療とか、頻回受診者に対する適正受診

指導等につきましては、平成30年度におきまして保健師等の専門職がそれらの方々を訪問し、受診方法の改善や健康管理に関する生活指導等を実施するとともに、訪問終了後は評価分析を行って、次年度の計画に結びつけるなどをしておるところでございます。

今後の課題といたしまして、先ほども申し上げましたように、加齢による身体的機能や認知機能の低下などによって複数の疾病を抱えた場合、保健指導による短期間での改善を期待するには限界があること、また継続的な支援をいかに行っていくか、あるいは効果が期待できる対象者をどのように選定していくかといったものの課題があるわけございまして、これらの課題の解決に向けて30年度、鋭意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほど例でお出しいただきました糖尿病の問題等々につきましても、医療給付費の適正化に当たりましては、本広域連合だけでなく、国民健康保険など全ての保険者や医療機関、薬局などの関係機関とも連携、協力して取り組むべき課題だというふうに存じておりまして、私どもといたしまして連携、協力を密にしながら、少しでもこの適正化が図られるように精いっぱいやってまいりたいというふうに存じておるところでございます。

○議長（鎌田基志君）以上で当局の答弁は終わりました。

再々質疑はありませんか。

○7番（横川重行君）ありません。

○議長（鎌田基志君）以上で7番議員の質疑を終結いたします。

続きますので、質疑の通告がありますので発言を許します。

6番 中谷真裕美君。

〔6番（中谷真裕美君）登壇〕

○6番（中谷真裕美君）それでは、認定第1号平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の内容について、4項目お尋ねをいたします。

1項目めとして、保険料軽減特例措置廃止の影響についてお尋ねをいたします。

2007年の制度発足時から行っておりました、低所得の方の保険料軽減特例措置が段階的に廃止、縮小されています。加入者全体の約6割、均等割、所得割軽減対象者に2倍、3倍、それ以上の保険料の引き上げという影響が出るとされております。政府がこれに対して一定の対応をしていると上げている介護保険料の軽減や、年金受給者給付金

も、増税等で生活全般が苦しくなっている高齢者には、代替と言えただけの実感はないでしょうし、介護保険料軽減や給付金の対象とならない方もおいでます。保険料値上げの影響が心配をされるところです。

そこで、香川県における保険料軽減特例措置廃止縮小の影響をお尋ねいたします。平成30年度の変更は、所得割軽減措置がなくなったこと、そして元被扶養者の方の均等割が7割軽減から5割軽減になったことですが、これらの変更で平成30年度決算において影響を受けた被保険者数、その保険料額、最も値上げ幅の影響が大きかった被保険者の保険料額がどうなっているかを御説明いただきたいと思います。

あわせて、平成30年度は軽減特例措置段階的見直しの2年目に当たり、令和3年度には全廃となっております。軽減特例措置全廃による影響額や人数などをどう見通しているかもお示しをいただきたいと思います。

2項目めとして、保険料滞納への対応についてお尋ねをいたします。

保険料の滞納が起きるのは、年金から天引きができない普通徴収の被保険者であり、年金額が1万5,000円未満といった低年金、無年金の方です。そういった低所得の方対象にも差し押さえといった滞納処分が行われているようですが、平成30年度の滞納処分の状況を御説明ください。また、保険料が滞納となった場合、短期保険証に変わっているようですが、平成30年度におけるこの発行状況についてもお尋ねをいたします。

3項目めですが、保険料と一部負担金の減免について、その周知、運用の状況をお尋ねいたします。

軽減特例措置廃止で保険料が何倍にもなる、消費増税で生活が苦しくなるという中で、救済措置として、条例、規則でそれぞれ定められている保険料一部負担金の申請による減免が、必要な方に活用される状態にしておくことが重要かと思えます。これらの制度の適切な運用は、保険料滞納や受診のおくれによる疾病の重症化などを未然に防ぐ効果もあると思いますが、制度の周知方法はどのようなのでしょうか。保険料の減免については、広域連合のホームページ、また制度御案内のパンフレットに、制度があるよと簡単に掲載をされているようですが、一部負担金については見受けられません。また、平成30年度決算における一部負担金減免の運用状況、実績についてもお知らせをいただきたいと思えます。

4項目めですが、保健事業についてお尋ねをいたします。

高齢になっても健康で生活できることは誰しもの願いであり、同時に医療や介護の給

付費を抑えることにつながり、保健事業は今後一層重視すべきだと考えます。平成30年度は、パンフレットも作成をされ、フレイル対策を重視されているようですが、この年度の長寿・健康増進事業の成果についてお示しをください。

一方、平成30年度から人間ドックへの国の補助が減額となっているとお聞きをいたしております。こういった動向も踏まえて、後期高齢者医療における保健事業、また長寿・健康増進事業の今後の課題について見解をお示しください。

また、平成30年度実績を見ましても、歯科健診の受診率は、他の健診に比べ伸び悩んでいるようですが、これについて今後の歯科健診受診率向上の対策と、その関連も含めオーラルフレイルへの取り組みの見直しをお尋ねしたいと思います。

以上、認定第1号に関連しまして4項目説明を求めます。

○議長（鎌田基志君）ただいまの6番議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）6番中谷議員の質疑にお答えを申し上げます。

認定第1号平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の内容についてであります。

まず、保険料軽減特例措置廃止の影響についてのうち、平成30年度の保険料軽減特例措置の廃止、縮小の影響を受けた被保険者数、保険料増収額、最も影響が大きかった被保険者の場合の保険料の額についてであります。

保険料軽減特例措置につきましては、平成20年4月の後期高齢者医療制度の創設時に、低所得者への措置として、主に保険料均等割額が、世帯の所得に応じて本則の7割から9割、もしくは8.5割とする軽減特例制度が設けられたところでございます。

しかしながら、平成27年1月に国が取りまとめた医療保険制度改革骨子を踏まえて、世代間の負担の公平化や、負担能力に応じて負担する観点から、平成29年度から段階的に見直しが行われているところでございます。

このような中、平成30年度における保険料の軽減特例の見直しの内容といたしましては、所得割軽減の廃止や、被扶養者であった方に対する均等割軽減が7割から5割に見直されたものでございます。

これにより、影響を受けた被保険者数と保険料増額は、所得割軽減の廃止においては、対象者は1万9,042人で、総額で1億29万911円の増となり、1人当たり年間平均で

は約5,300円の増額、元被扶養者に対する軽減見直しにおいては、対象者は5,754人で、総額で5,466万3,000円の増となり、1人当たり年間平均では9,500円の増額となったものでございます。

なお、最も影響の大きかった被保険者の保険料額につきましては、所得割軽減の廃止においては、1人当たり年間1万740円、元被扶養者に対する軽減見直しにおいては、1人当たり年間9,500円、それぞれ増額となったものでございます。

また、軽減特例が全廃された場合の見直しについてでございますが、令和3年度には、これまで均等割額が9割、8.5割軽減となっていた被保険者については、本則の7割軽減に戻り、軽減特例の対象となっていた保険料については、被保険者に負担いただくこととなるものでございます。

軽減特例の全廃による影響は、平成30年度の被保険者においては、9割軽減の対象者が2万7,905人で、総額で約2億6,400万円の負担増となり、1人当たり年間保険料は9,400円の増額、8.5割軽減の対象者が3万8,453人で、総額で約2億7,300万円の負担増となり、1人当たり年間保険料は7,100円の増額となる見込みでございます。

なお、国においては、介護保険料の軽減拡充や、年金生活者支援給付金の支給などとあわせて、段階的に軽減特例の見直しを実施することとなっておりますことから、被保険者の負担は一定程度緩和されるものと存じます。

次に、保険料滞納への対応についてのうち、平成30年度の滞納処分の状況と滞納による短期の保険証発行の有無についてであります。

平成30年度の滞納処分につきましては、本広域連合と各市町との事務分担に基づき、各市町において、保険料の収納や差し押さえ等の滞納処分を実施しているところでございまして、本広域連合では具体的な内容等は把握しておりません。

なお、差し押さえの実施件数といたしましては、3市1町で12件、金額にして61万3,700円でございます。

また、短期の保険者証の発行につきましては、前年度、前々年度の保険料のうち、いずれかの年度において、年間保険料額の2分の1以上の滞納があった場合に、有効期間が3カ月未満の短期保険者証を発行するもので、7市7町の231人に対して交付をしたものでございます。

次に、保険料、一部負担金の減免の周知、運用状況についてのうち、条例、規則で定められている保険料、一部負担金の減免についての被保険者への周知方法についてであ

ります。

保険料の減免につきましては、被保険者証を送付する際に同封している小冊子「香川県後期高齢者医療のごあんない」や、本広域連合のホームページに掲載をし、周知しているところでございます。

なお、一部負担金の減免につきましては、本広域連合のホームページに掲載し周知しているほか、市町の窓口や電話での問い合わせ等により対応しているところでございますが、今後は、小冊子「ごあんない」にも掲載してまいりたいと存じます。

次に、平成30年度の一部負担金減免制度の運用状況についてであります。

一部負担金の減免の事由につきましては、西日本豪雨による3件で、減免金額は4万3,858円でございます。

次に、保健事業についてのうち、平成30年度に作成したフレイル対策のパンフレット活用と国の人間ドック助成額変更を踏まえて、長寿・健康増進事業の成果と今後の課題についてであります。

長寿・健康増進事業は、国の特別調整交付金を財源といたしまして、長寿社会に貢献されてきた被保険者の健康づくりのために、本広域連合の保健事業や、市町が実施する人間ドック等に対する助成などに活用してきたところでございます。

本広域連合の平成30年度の取り組みといたしましては、フレイル対策周知啓発事業として、フレイル予防のパンフレットを作成し、各市町が実施する高齢者が参加する保健事業や、介護予防教室で配布するなど、フレイル予防の周知啓発を行ったものでございます。

また、市町が実施する人間ドックの助成につきましては、これまで費用の全額が国の交付額の対象でございましたが、平成30年度は、予算決定後、急遽、国の方針変更に伴い、交付額が前年度交付額の4分の3に減額になったことから、残り4分の1の費用につきましては、各市町の混乱を避けるため、本広域連合から各市町に助成をいたしたところでございます。

今年度は、国の助成額は費用の4分の2となり、令和3年度には、人間ドックに対する助成制度はなくなりますが、長寿・健康増進事業に対する助成制度は継続されますことから、今後も本制度を活用して、高齢者の参加する健康づくりや、フレイル対策、生活習慣病重症化予防などの健康教育、健康相談事業を実施していただくよう、各市町に対して積極的に周知をしているところでございます。

また、今後の課題といたしましては、健診の受診率が平成30年度は全国平均は28.9%に対して、本県は39.4%と高い受診率ではございますが、なお予防の観点から、できるだけ多くの高齢者に健診を受けていただくよう周知啓発を図るほか、健診結果をもとに糖尿病などの生活習慣病の重症化予防や、フレイル対策事業の推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、歯科健診受診率向上の取り組みとの関連も含めて、今後のオーラルフレイルへの取り組みの見通しについてであります。

本広域連合では、高齢者の健康づくりと虫歯や歯周病のほか、高齢者に多く発生しやすい誤嚥性肺炎などの予防のため、これまで75歳の被保険者を対象として、希望者に対して歯科健診を実施してきております。

御指摘のように、平成30年度の実績は、受診者は17.8%と、対象者のうち約5分の1にとどまっておりますことから、本年度から対象者を拡大し、80歳の被保険者に対しても歯科健診を実施しており、より一層の受診者数の増加及び受診率の向上に努めてまいりたいと存じます。

また、口の筋肉が衰えてくると、食べこぼしや滑舌の悪化が起こりやすくなることなどから、口が先に衰え、全身の機能低下につながっていくことがわかってきておりまして、国や日本歯科医師会などもオーラルフレイルの啓発に努めているところでございます。このため、本広域連合におきましても、今年度オーラルフレイルのリーフレットを作成し、各市町に配布するとともに、4市6町の通いの場等、40カ所を目途に、歯科衛生士と保健師を派遣し、オーラルフレイルチェックや、予防のための口腔体操などを実施し、被保険者の健康寿命の延伸につなげているところでございます。

また、本事業は、来年度からの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取り組みに向けて、各市町が取り組むモデル事業と位置づけており、今後、歯科健診の結果につきましてもオーラルフレイル予防に活用できるように努めてまいりたいと存じます。

○議長（鎌田基志君）以上で当局の答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○6番（中谷真裕美君）はい、議長——6番。

○議長（鎌田基志君）6番 中谷真裕美君。

〔6番（中谷真裕美君）登壇〕

○6番（中谷真裕美君）1項目のみ再質疑をさせていただきたいと思っております。

発言通告に載せております認定第1号の中項目の4の小項目1のところでは。

保健事業とかのところでお尋ねをいたしましたけれども、フレイル対策などで長寿・健康増進事業を進めていくという旨はわかりました。また、人間ドックの助成額変更を受けて、平成30年度は、それを広域連合のほうで独自に補助を市町のほうにしたっていうのは理解をしたんですけれども、この変更になって、今後どうなのかっていうことですね。人間ドックの補助が国から来るのが減って、そのまま平成30年度と同じように独自に助成をしていくのか、それとも長寿・健康増進事業全体の中でほかのところにお金を振り分けていくというようになるのか。このあたりが少し曖昧でしたので、実施をしている市町としてはそこが気になりますので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（鎌田基志君）答弁について理事者側の調整のためしばらくお待ちください。

ただいまの6番議員の再質疑に対して当局の答弁を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）6番中谷議員の再質疑にお答えを申し上げます。

保健事業についてのうち、国の人間ドック助成額変更を踏まえて、どう対応するのかということでございます。先ほどもお答えいたしましたように、市町が実施する人間ドックの助成につきましては、これまで費用の全額が国の交付額の対象でございましたけれども、30年度におきましては予算決定後、急遽国の方針変更に伴い、4分の3に減額になりましたことから、残り4分の1につきましては広域連合から各市町に助成をしたところでございます。

今年度、国の助成額は費用の4分の2、2分の1になるわけでございますけれども、これにつきましては、そのまま市町に助成をするということで、広域連合としては対応しないということにしますし、令和3年度におきましては、国の人間ドックに対する助成制度はなくなりますので、広域連合からの助成もしないということになるかと思えます。ただし、長寿・健康増進事業に対する助成制度といったものは継続されますから、今後もこの制度を活用して、高齢者の参加する健康づくりや、あるいはフレイル対策、生活習慣病重症化予防などの健康教育、健康相談事業といったものを各種、地域の実情に応じて実施していただくように、各市町に対して積極的に周知をし、この活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鎌田基志君）以上で当局の答弁は終わりました。

再々質疑はありませんか。

○6番（中谷真裕美君）ありません。

○議長（鎌田基志君）御発言がないようであります。

以上で通告による質疑は終わります。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第10号香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成30年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

本件は、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。



日程第5 議案第11号

○議長（鎌田基志君）次に、日程第5議案第11号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）議案第11号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでございますが、香川県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、識見を有する者のうちから選任されておりました吉田正己氏が、11月27日付をもち

まして退職されますので、後任の監査委員として、木田一彦氏を選任いたしたいと存じます。

以上、人事案件について御説明申し上げましたが、何とぞ満場の御賛同を賜りますよう、特にお願いを申し上げます。

なお、今回監査委員を退任されました吉田正己氏には、監査委員御在任中、その職務に専念され、本広域連合の運営につきまして格別の御尽力をいただきました。ここに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

○議長（鎌田基志君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより議案第11号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを採決いたします。

本件は、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田基志君）御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、これを同意することに決定いたしました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

お疲れさまでございました。

これにて令和元年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時14分 閉会

會議録署名議員

議 長 鎌 田 基 志

議 員 竹 内 俊 彦

議 員 宮 本 隆